

安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例(平成 16 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第 1(第 2 条、第 4 条関係)			別表第 1(第 2 条、第 4 条関係)		
施設名称	所在地	管理を行う者	施設名称	所在地	管理を行う者

(略)			(略)		
ふれあいプラザ向原	安芸高田市向原町坂 10152 番地 13	指定管理者	ふれあいプラザ向原	安芸高田市向原町坂 152 番地 13	指定管理者
別表第 2 (略)			別表第 2 (略)		

(安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例(平成 16 年条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
本則 (略)			本則 (略)		
別表第 1(第 2 条、第 3 条の 2 関係)			別表第 1(第 2 条、第 3 条の 2 関係)		
施設名称	所在地	管理を行う者	施設名称	所在地	管理を行う者
(略)			(略)		
市ヶ原集会所	安芸高田市甲田町下小原 11334 番地 2	市長	市ヶ原集会所	安芸高田市甲田町下小原 1334 番地 2	市長
(略)			(略)		
別表第 2 (略)			別表第 2 (略)		

(安芸高田市共同墓地条例の一部改正)

第 3 条 安芸高田市共同墓地条例(平成 16 年条例第 110 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>第 1 条から第 9 条まで (略)</p> <p>(墓地使用権の承継)</p> <p>第 10 条 墓地使用者が死亡したときは、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 897 条の規定に従って、祖先の祭祀を主宰する者がその地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条から第 17 条まで (略)</p> <p>別表(第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 45%;">位置</th> <th style="width: 30%;">管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中東共同墓地</td> <td>安芸高田市吉田町下入江 <u>10558 番地 1</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>太郎丸共同墓地</td> <td>安芸高田市吉田町吉田 <u>11910 番地 2</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>花の木共同墓地</td> <td>安芸高田市甲田町下小原 <u>11208 番地 1</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>市ヶ原共同墓地</td> <td>安芸高田市甲田町下小原 <u>11306 番地 3</u></td> <td>市長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管理を行う者	中東共同墓地	安芸高田市吉田町下入江 <u>10558 番地 1</u>	市長	太郎丸共同墓地	安芸高田市吉田町吉田 <u>11910 番地 2</u>	市長	(略)			花の木共同墓地	安芸高田市甲田町下小原 <u>11208 番地 1</u>	市長	市ヶ原共同墓地	安芸高田市甲田町下小原 <u>11306 番地 3</u>	市長	<p>第 1 条から第 9 条まで (略)</p> <p>(墓地使用権の承継)</p> <p>第 10 条 墓地使用者が死亡したときは、民法(明治 31 年法律第 9 号)第 897 条の規定に従って、祖先の祭祀を主宰する者がその地位を承継する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 11 条から第 17 条まで (略)</p> <p>別表(第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 45%;">位置</th> <th style="width: 30%;">管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中東共同墓地</td> <td>安芸高田市吉田町下入江 <u>558 番地</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>太郎丸共同墓地</td> <td>安芸高田市吉田町吉田 <u>1910 番地 2</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>花の木共同墓地</td> <td>安芸高田市甲田町下小原 <u>1208 番地</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>市ヶ原共同墓地</td> <td>安芸高田市甲田町下小原 <u>1306 番地 3 外 2 筆</u></td> <td>市長</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	管理を行う者	中東共同墓地	安芸高田市吉田町下入江 <u>558 番地</u>	市長	太郎丸共同墓地	安芸高田市吉田町吉田 <u>1910 番地 2</u>	市長	(略)			花の木共同墓地	安芸高田市甲田町下小原 <u>1208 番地</u>	市長	市ヶ原共同墓地	安芸高田市甲田町下小原 <u>1306 番地 3 外 2 筆</u>	市長
名称	位置	管理を行う者																																			
中東共同墓地	安芸高田市吉田町下入江 <u>10558 番地 1</u>	市長																																			
太郎丸共同墓地	安芸高田市吉田町吉田 <u>11910 番地 2</u>	市長																																			
(略)																																					
花の木共同墓地	安芸高田市甲田町下小原 <u>11208 番地 1</u>	市長																																			
市ヶ原共同墓地	安芸高田市甲田町下小原 <u>11306 番地 3</u>	市長																																			
名称	位置	管理を行う者																																			
中東共同墓地	安芸高田市吉田町下入江 <u>558 番地</u>	市長																																			
太郎丸共同墓地	安芸高田市吉田町吉田 <u>1910 番地 2</u>	市長																																			
(略)																																					
花の木共同墓地	安芸高田市甲田町下小原 <u>1208 番地</u>	市長																																			
市ヶ原共同墓地	安芸高田市甲田町下小原 <u>1306 番地 3 外 2 筆</u>	市長																																			

(安芸高田市営住宅条例の一部改正)

第 4 条 安芸高田市営住宅条例(平成 16 年条例第 156 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表(第3条関係) 市営住宅の名称及び位置		別表(第3条関係) 市営住宅の名称及び位置	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
中山住宅	安芸高田市八千代町勝田 <u>10463 番地 12</u>	中山住宅	安芸高田市八千代町勝田 <u>468 番地 8</u>
(略)		(略)	
谷口住宅	安芸高田市高宮町川根 <u>12166 番地</u>	谷口住宅	安芸高田市高宮町川根 <u>2166 番地</u>
(略)		(略)	
小原住宅	安芸高田市甲田町上小原 <u>12011 番地 3</u>	小原住宅	安芸高田市甲田町上小原 <u>2011 番地 3</u>
(略)		(略)	

(安芸高田市立学校設置条例の一部改正)

第5条 安芸高田市立学校設置条例(平成16年条例第180号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

本則 (略)	本則 (略)												
別表第 1(第 2 条関係)	別表第 1(第 2 条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸高田市立向原小学校</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>10060 番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table>	小学校の名称	位置	(略)		安芸高田市立向原小学校	安芸高田市向原町坂 <u>10060 番地 1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸高田市立向原小学校</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>60 番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table>	小学校の名称	位置	(略)		安芸高田市立向原小学校	安芸高田市向原町坂 <u>60 番地 1</u>
小学校の名称	位置												
(略)													
安芸高田市立向原小学校	安芸高田市向原町坂 <u>10060 番地 1</u>												
小学校の名称	位置												
(略)													
安芸高田市立向原小学校	安芸高田市向原町坂 <u>60 番地 1</u>												
別表第 2(第 3 条関係)	別表第 2(第 3 条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸高田市立向原中学校</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>10236 番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	位置	(略)		安芸高田市立向原中学校	安芸高田市向原町坂 <u>10236 番地 1</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校の名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸高田市立向原中学校</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>236 番地 1</u></td> </tr> </tbody> </table>	中学校の名称	位置	(略)		安芸高田市立向原中学校	安芸高田市向原町坂 <u>236 番地 1</u>
中学校の名称	位置												
(略)													
安芸高田市立向原中学校	安芸高田市向原町坂 <u>10236 番地 1</u>												
中学校の名称	位置												
(略)													
安芸高田市立向原中学校	安芸高田市向原町坂 <u>236 番地 1</u>												
別表第 3 (略)	別表第 3 (略)												

(安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部改正)

第 6 条 安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例(平成 16 年条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条及び第 2 条 (略)	第 1 条及び第 2 条 (略)
(管理)	(管理)
第 2 条の 2 (略)	第 2 条の 2 (略)

<p>2 この条例(前項、次条、第 4 条、第 17 条及び第 18 条を除く。)において、市長が管理する体育施設については、「指定管理者」とあるものを「市長」と読み替える。</p> <p>第 3 条から第 19 条まで (略)</p> <p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <p>(1) グラウンド (表は省略)</p> <p>(2) 体育館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧小田小学校体育館</td> <td>安芸高田市甲田町上小原 <u>12017 番地</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 及び別表第 3 (略)</p>	名称	位置	管理を行う者	(略)			旧小田小学校体育館	安芸高田市甲田町上小原 <u>12017 番地</u>	市長	(略)			<p>2 この条例(前項、第 3 条、第 4 条、第 17 条及び第 18 条を除く。)において、市長が管理する体育施設については、「指定管理者」とあるものを「市長」と読み替える。</p> <p>第 3 条から第 19 条まで (略)</p> <p>別表第 1(第 2 条関係)</p> <p>(1) グラウンド (表は省略)</p> <p>(2) 体育館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管理を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>旧小田小学校体育館</td> <td>安芸高田市甲田町上小原 <u>2017 番地</u></td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 及び別表第 3 (略)</p>	名称	位置	管理を行う者	(略)			旧小田小学校体育館	安芸高田市甲田町上小原 <u>2017 番地</u>	市長	(略)		
名称	位置	管理を行う者																							
(略)																									
旧小田小学校体育館	安芸高田市甲田町上小原 <u>12017 番地</u>	市長																							
(略)																									
名称	位置	管理を行う者																							
(略)																									
旧小田小学校体育館	安芸高田市甲田町上小原 <u>2017 番地</u>	市長																							
(略)																									

(安芸高田市教育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第 7 条 安芸高田市教育支援センター設置及び管理条例(平成 17 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略) (位置)	第 1 条 (略) (位置)

第 2 条 教育支援センターの位置は、安芸高田市甲田町上小原 <u>12017 番地</u> とする。	第 2 条 教育支援センターの位置は、安芸高田市甲田町上小原 <u>2017 番地</u> とする。
第 3 条から第 9 条まで (略)	第 3 条から第 9 条まで (略)

(安芸高田市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第 8 条 安芸高田市放課後児童クラブ条例(平成 18 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表第 1(第 2 条関係)		別表第 1(第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
向原児童クラブ	安芸高田市向原町坂 <u>10060 番地 1</u>	向原児童クラブ	安芸高田市向原町坂 <u>60 番地 1</u>
第 2 向原児童クラブ	安芸高田市向原町坂 <u>10060 番地 1</u>	第 2 向原児童クラブ	安芸高田市向原町坂 <u>60 番地 1</u>
別表第 2 及び別表第 3 (略)		別表第 2 及び別表第 3 (略)	

(安芸高田市営駐車場設置及び管理条例の一部改正)

第 9 条 安芸高田市営駐車場設置及び管理条例(平成 19 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																												
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向原駅第 1 駐車場</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>10247 番地 5</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向原駅第 3 駐車場</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>10244 番地 6</u></td> </tr> <tr> <td>向原市民駐車場</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>10150 番地 1</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条から第 30 条まで (略)</p>	名称	位置	(略)		向原駅第 1 駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>10247 番地 5</u>	(略)		向原駅第 3 駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>10244 番地 6</u>	向原市民駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>10150 番地 1</u>	(略)		<p>第 1 条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向原駅第 1 駐車場</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>247 番地 5</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>向原駅第 3 駐車場</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>244 番地 6</u></td> </tr> <tr> <td>向原市民駐車場</td> <td>安芸高田市向原町坂 <u>150 番地 1</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3 条から第 30 条まで (略)</p>	名称	位置	(略)		向原駅第 1 駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>247 番地 5</u>	(略)		向原駅第 3 駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>244 番地 6</u>	向原市民駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>150 番地 1</u>	(略)	
名称	位置																												
(略)																													
向原駅第 1 駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>10247 番地 5</u>																												
(略)																													
向原駅第 3 駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>10244 番地 6</u>																												
向原市民駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>10150 番地 1</u>																												
(略)																													
名称	位置																												
(略)																													
向原駅第 1 駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>247 番地 5</u>																												
(略)																													
向原駅第 3 駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>244 番地 6</u>																												
向原市民駐車場	安芸高田市向原町坂 <u>150 番地 1</u>																												
(略)																													

(安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例の一部改正)

第 10 条 安芸高田市定住促進団地の分譲に関する条例(平成 23 年条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

本則 (略)

別表(第3条関係)

定住促進団地の名称及び位置

名称	位置	区画数
向ヶ丘団地	安芸高田市向原町戸島 <u>11906番地5</u> 外	10区画
(略)		

本則 (略)

別表第1(第3条関係)

定住促進団地の名称及び位置

名称	位置	区画数
向ヶ丘団地	安芸高田市向原町戸島 <u>1906番地5</u> 外	10区画
(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。